

令和元年度 決算審査特別委員会（平成30年度決算）の記録

決算審査特別委員会

本庁審査（病院局、企業局、普通会計総括審査）



- ・知事提出議案第54号：認 定
「決算の認定について」
- ・知事提出議案第55号：認 定
「平成30年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出議案第56号：可 決
「平成30年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・知事提出議案第57号：認 定
「平成30年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出議案第58号：認 定
「平成30年度福島県立病院事業会計
決算の認定について」

委員長名	小桧山善継
委員会開催日	令和元年9月24日（火）～ 25日（水）
所属委員	[副委員長] 高橋秀樹 小林昭一 [委員] 太田光秋 川田昌成 亀岡義尚 杉山純一 渡辺義信 今井久敏 高野光二 阿部裕美子 佐藤政隆 矢吹貢一 紺野長人 宮本しづえ 三瓶正栄 宮川政夫 先崎温容 橋本徹 佐々木彰 三村博隆

（9月24日（火） 病院局）

阿部裕美子委員

矢吹病院における患者数、特に思春期外来の患者数が年々ふえており、受診までの待ち時間が3カ月ほどであると昨年聞いたが、どのように改善させたか。

また、医師を増員して体制を整えていくとのことであるが、今後の体制についても聞く。

病院経営課長

矢吹病院の児童思春期外来は年々患者数がふえている。県中地区の児童思春期外来を専門的に実施している病院では、現状で6カ月～1年の待ち時間となっており、矢吹病院では児童思春期外来を始めた時から、なるべく待ち時間を減らすために、臨床心理士の増員や、医師の診察までの数カ月の間に臨床心理士や精神保健福祉士が事前に接触する「ふくしまモデル」により、患者が不安にならないような診療体制を組んでいる。医師の診察までに3～4カ月かかるが、児童思春期に対応する他の病院と比較すると短い状況である。

一方で、患者数もここ数年、前年比約1.5倍ペースで増加しているため、心理の専門家である臨床心理士の増員によっ

て対応していく。

宮本しづえ委員

児童思春期外来では医師に接触するまでに3～4カ月要するとのことであるが、以前一時的に2カ月程度に改善したとの報告を受けた記憶がある。

患者の増加により再び3～4カ月に戻ったのだと思うが、2018年度は医師の確保に向けてどのような対策をしたか、今後の見通しについて聞く。

また、矢吹病院は新病院に向けて思春期外来の機能を付加するとの説明があったが、どういった医療機能を付加するのか、その体制についてもあわせて聞く。

病院経営課長

矢吹病院の児童・思春期外来においては、昨年の一時期は医師にかかるまでの時間が3カ月を切る状況もあったが、依然として患者が年1.5倍ペースでふえているため、臨床心理士の増員を今年度及び来年度も行う予定である。

一方、緊急を要する患者については、すぐに医師に診てもらおう対応をとっている。

現在、県内に児童思春期専門の病棟を持つ病院がないため、こころの医療センター構想として新たに児童思春期専門の病棟をつくる計画を進めている。あわせて、県内はもちろん国内においても児童思春期専門の医師が極めて少ないことから、県立医科大学等の力をかりて医師の確保に努めていく。

宮本しづえ委員

発達障害などにより診察を求める患者がふえることは当然であるため、十分に対応することが重要である。特に震災関連で心に傷を負う子供も多くいるため、矢吹病院における取り組みが重要である。

国内においても専門の医師が少ないことから、本県の問題のみではなく日本全体で取り組まねばならない課題である。

本県においても医師をふやすために一生懸命頑張っているが、なかなか医師がふえないジレンマがある。国としての対策はあるのか。

病院経営課長

児童思春期外来については教育分野の問題でもあるため、3歳児健診を初め保健福祉とも連携して早期発見、早期治療を進めていく。

もともと患者の多くは矢吹町や白河市を中心とする県南地域であったが、昨年度から今年度の実績では、県南地域が半数、ほかには県中地域やいわき市であるため、やはり県全体で考えるべき課題である。

紺野長人委員

医業未収金が2,172万円余りとの説明があったが、基金からの支払時期と決算時期の違いによって生じる部分は含まれているか。

また、医業外費用部分における企業債の支払いについて、利息が2億3,000万円程度との説明があったが、病院局における企業債の合計額と、相手方となる主な金融機関及びその年利について説明願う。

病院経営課長

医業未収金については、社会保険料や国民健康保険等を除く個人が負担すべき医療費の未収金である。

また、企業債の未償還残高は119億円あり、借入先はほぼ銀行である。利率は借りた時期によって異なり、最も高い利率では4.65%、最も低い利率では0.08%である。

紺野長人委員

企業債については、経営改善に向けてさまざまな努力をしているとは思いますが、支払利息が毎年2、3億円支出として生じることは一般県民から見るとなぜかと言いたくなる部分である。企業局では支払い利息額を抑えていることもあり、今後検討課題に入れてほしい。

病院経営課長

より低い利率が望ましいため、借りかえ可能かも含めて検討していく。

宮本しづえ委員

矢吹病院の続きである。

病院の許可病床数に対する利用率は低くなっており、平成29年度と比較しても1日当たりの入院患者が減っている。可能な限り在宅に帰す方針であるため入院患者が減っているとの説明であったが、アウトリーチの数も減っているため詳しく聞く。

病院経営課長

委員指摘のとおり、アウトリーチは減っている。

アウトリーチは、市町村と連携しひきこもりや病院へ行くべきであるのに行っていない患者を掘り起こしているが、ある程度やり尽くした状況である。

入院患者は家庭や施設など地域に帰っていくため、訪問看護を充実させることにより地域移行をサポートしていく。

宮本しづえ委員

家族の高齢化など在宅対応ができない世帯がふえており、実際には施設やグループホームで患者を受け入れざるを得ないとの状況がある。そのため、病院と福祉の連携を一層強化しないと、患者も帰された家族も困る状況となる。

平成30年度における病院と福祉の連携について、具体的にわかれば聞く。

病院経営課長

精神保健福祉士など地域移行を進める役割を持つ職員がおり、グループホームや小規模作業所など福祉と連携して見守っており、その結果が訪問看護の増加につながっている。

宮本しづえ委員

訪問看護は在宅対応ができる場合であるため、受け入れる福祉施設がふえているかが気になって質問した。具体的な回答がないため余りふえていないかと思うが、受け入れ態勢を充実させるために、福祉との連携を一層深めるよう要望する。

病院会計全体について、病院における営業費用には消費税分が含まれているが、診療報酬では消費税分の上乗せはできないため、実質的な損税になる。

そこで、平成30年度の病院会計における損税がどの程度であるか聞く。

病院経営課長

委員指摘のとおり診療報酬は消費税が非課税であるが、薬品、診療材料の購入や委託料などは課税対象である。診断書の作成や人間ドックなど自由診療による消費税課税対象の収入があるが、課税対象の支出のほうが大きいいため、その差がいわゆる損税となる。

平成29年度決算をベースにすると支出における消費税は1億303万2,000円であり、一般に控除対象額となる収入に対する消費税は606万3,000円であるので、その差額の9,696万9,000円が控除対象外消費税、いわゆる損税となる。

宮本しづえ委員

大野病院の今後の方向性については、地域の医療機関の再開状況を見ながら検討することであるが、地域医療計画での150床は、基本的には大野病院の許可病床数150床である。他の医療機関との関係においても一定の責任があるため、県が一定の方向性を出すべき時期に来ている。

そこで、当時は双葉厚生病院との統合の話があったが、現在はどのような協議が行われているかを聞く。

病院経営課長

基本的には、昨年開院したふたば医療センター附属病院が双葉地域の救急医療を担う役割を持つ。

大野病院については、除染を進め避難住民の帰還状況を捉え、医療スタッフの確保などの検討を図りながら対応していく。

また、双葉厚生病院については、年に数回情報交換することにより状況を確認している。

小松山善継委員長

宮本委員に述べる。

あくまで病院局の決算審査であるため、趣旨に沿う質問を願う。

宮本しづえ委員

ふたば医療センターの病床数は30床であるが、入院患者数の平均は病床数の半分以下である。

双葉地域に戻った者のうち、医療のニーズが高い者は高齢者であると思うが、ふたば医療センターでは高齢者の医療ニーズにどう対応し、平成30年度における入院患者数のうち高齢者の占める割合を勘案し今後についてどう検討したかを聞く。

病院経営課長

昨年4月に開院したふたば医療センター附属病院では、外来は平均8人程度、入院は1日当たり4名弱程度の患者数である。帰還者に占める高齢者の割合が高いため、訪問看護の充実や、市町村での出前講座等による高齢者を中心とした健康維持、市町村における各種会議に看護師が参加するなど地域のニーズに合わせて積極的に取り組んでいく。

高野光二委員

県立病院の会計は、僻地医療など政策的な医療の特性があるため、一般会計からの補填も理屈に合っている。

決算審査の意見に対する処理状況における未収金の発生状況の取り組みについて、医療費を支払えない可能性のある者が受診を必要とする状況にある場合、どのように県民を支えていくかの詳細を説明願う。

また、未収金発生防止に向けて、各県立病院及び診療所において収入の低い者や収入が低いと見込まれる者への医療費助成等各種制度の取り組みについて聞く。

さらに、弁護士による未収金の回収について効果のあった事例があれば説明願う。

病院経営課長

未収金の発生防止については、収入が少ない者のうち生活保護を受給していない者がいるため、社会福祉事務所や市町村と連携して生活保護を受給してもらうことや、高額医療制度を知らない者へ周知するなど未収金をふやさないための取り組みをしている。

弁護士委託の効果については、平成26年度から委託を開始し、委託した累計金額4,600万円のうち回収は1,860万円であり、約40%回収している。従前は病院局に嘱託員を置き、電話や訪問により徴収してきたが回収が進まないことからノウハウのある弁護士法人に委託するに至った。

高野光二委員

未収金回収については努力の跡が見えるため、さらに努力願う。

高額医療制度を知らない者はわずかであると思うが、収入が少ない患者が生活保護を受けていない実態は私も含めて知らない者が多い。

病気であれば病院を利用できることを周知することが大切だと思うので、今後制度についても周知願う。

宮下病院における訪問診療について、高齢化や交通期間が不便な場所では訪問診療は重要であるため他の病院においても必要と思うが、効果の度合いを聞く。

病院経営課長

南会津郡においては、南会津病院以外にも内科などの診療所がいくつもあるが、三島町においては宮下病院しか医療機関がなく特殊な状況であることから、訪問看護に加えて訪問診療にも取り組んでいる。

(9月24日(火) 企業局)

宮本しづえ委員

工業用水道について、大変な負債を抱えているとのことだが、水道水の原価を割って販売してきたことが一番大きな要因だと思う。

そこで、供給単価は基本料金となると思うが、給水原価を水道事業ごとに聞く。

工業用水道課長

工業用水道ごとの1立米当たり給水原価は、磐城工業用水道が14.9円、勿来工業用水道が5.69円、小名浜工業用水道が3.32円、好間工業用水道が152.14円、相馬工業用水道が47.76円となっている。

宮本しづえ委員

この中で原価を割っているのはどれか。

工業用水道課長

磐城工業用水道、小名浜工業用水道、好間工業用水道の3つである。

宮本しづえ委員

工業用水道ごとに単価の違いがあるので、トータルでこの赤字をどう解消するのか。地域開発事業については、結果的に償還に必要な金額を一般会計から繰り入れることで累積赤字を解消することにならざるを得なかった。

工業用水道事業については、累積欠損赤字をどのように解消していくのか。現在までの検討状況を聞く。

工業用水道課長

まず、給水の契約量の契約率が低いところに関しては、企業、ユーザーの訪問などをしており、新たな給水増に向けて活動している。

また、給水単価については基本的に5年に1度見直しをしており、今後の5年間の収支の見込みを立てた上で適正な単価設定を行い、その部分でもその差を縮める検討をしている。

宮本しづえ委員

それでどの程度解消できる見通しなのか。

工業用水道課長

今、一番給水単価割れをしているのは好間工業用水道であるが、好間工業用水道については大口の給水ユーザーの相談を受けており、それによりかなり収益がふえて解消されると思っている。

宮本しづえ委員

工業用水道事業については、地域開発事業のようなやり方で解消することは現時点では考えていないとの理解でよいのか。

工業用水道課長

そのように考えている。

阿部裕美子委員

地域開発事業について質問する。

平成30年度は、新白河ビジネスパークで2区画、いわき四倉中核工業団地第2期区域で1区画の合計3区画が分譲されたが、これは原価との関係ではどのようなになっているのか。

また、この3区画の販売によって、どのぐらいの雇用が生み出されるのか。

小桧山善継委員長

阿部委員に述べる。

決算審査であるから、これからのことではなく決算に対する質問を願う。

阿部裕美子委員

3区画の売買については、原価との比較を聞く。

経営・販売課長

調査資料11ページをごらん願う。

収入の部分の営業収益 5 億9,836万7,280円が、新白河ビジネスパーク 2 区画といわき四倉 1 区画の収入になっている。その原価については、支出の 1 の営業費用、説明の欄の白河複合型拠点4,311万1,680円といわき四倉 4 億5,091万6,081 円の合計となるため、平成30年度の分譲に伴う部分については原価割れは生じていない。

阿部裕美子委員

営業収益は売買によって入ってきた収入、営業費用とは、土地の売買原価を含めて今まで原価としてかかった費用と捉えてよいか。

経営・販売課長

委員指摘のとおりである。

売買価格が 5 億9,800万円、それにかかったこれまでの費用がそれぞれ4,300万円と 4 億5,000万円である。費用については帳簿価額であり、それがこれまでににかかった費用という形になっている。

阿部裕美子委員

差し引きで営業費用のほうが高くなっているということは、原価を割っての売買か。

経営・販売課長

土地の分譲収入が、先ほど述べた 5 億9,800万円である。

費用が、白河の4,300万円、いわきの 4 億5,000万円で、約 5 億円弱であり、5 億9,800万円から約 5 億円を引いた約 1 億円が利益、黒字となっている。

販売推進担当課長

先ほど阿部委員から雇用人数の質問があったが、確認しているところでは、昨年度いわき四倉に分譲したところにおいて地元から70名を雇用すると聞いている。新白河ビジネスパークについては実数を確認していない。

(9月24日(火) 普通会計総括審査)

宮本しづえ委員

前年度比では決算額はマイナスになっているが、震災前との比較では震災関連、原発関連の事業が継続している関係で予算規模が大きくなっている。予算を執行するに当たり、現在の職員体制で大丈夫なのか。

職員の残業の状況がどうであるのかについて、上位10位までの職員の残業時間数などの資料を執行部から得たが、上位10位までの職員は年間で1,000時間を超えている。この予算を執行するには今の体制では職員不足だと考えている。

そこで、予算の執行に当たり、職員の体制や職員増の必要性についてどう考えているのか。

平成30年度の予算においても、県の重点的な事業はイノベーション・コスト関連の事業費が相当大きな割合を占めていた。予算ベースでは約700億円をイノベーション・コスト関連の事業に充当していた。これは決算の段階ではどういう状況になっているのか、事業ごとの決算状況について、総括的に資料として提出願う。

そして、復興の関連で県が建設してきた各拠点施設があるが、この拠点施設が30年度では収支の状況がどうなっているのかについて、資料の提出を願う。

小松山善継委員長

宮本委員から資料の請求があったが、資料を求めることとしてよいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小松山善継委員長

資料の提出は可能か。

財政課長

イノベーション・コスト構想について、決算上は費目立てができていないので、どこまで正確に資料を作成できるかがある。可能な範囲でよいのであれば、各担当部局に伝達して対応する。

拠点についても同様であり、収支を見て運営している施設もあれば、基本的に運営費として予算を計上している施設もあるので、少しばらつきがあると思うが、それでよければ、可能な範囲で対応する。

小松山善継委員長

宮本委員、それでよいか。

宮本しづえ委員

よい。

説明要旨の4ページで「地方自治法の一部が改正され、内部統制に関する方針策定と推進・評価体制の整備、評価結果の公表が義務づけられた」とあるが、具体的に何を求めることになるのか。

代表監査委員

知事による内部統制に関する方針の策定とそれに基づいて必要な体制を整備することを求め、その結果としての運用状況について報告書を求めることになる。そして、その報告書について監査委員が妥当かどうかを判断した上で議会に提出する予定である。

宮本しづえ委員

監査委員が評価を行うとの理解でよいか。

代表監査委員

まず首長が内部統制のシステムについて、適正に運用されているかを内部で原案をつくって結論を出す。その結論が監査委員に送付されるので、その結論が妥当かを監査委員が評価する。二重に評価することになると考えている。